

平成21年度 高知競馬番組編成要領

高知県競馬組合が主催する競馬（以下「高知競馬」という。）の番組編成は、高知県競馬組合地方競馬実施条例、同実施規則（以下「規則」という。）同実施細則及びこの要領に定める。

1. 出走の資格及び制限

高知競馬に出走申込または出走できる馬は次のとおりとする。

- (1) 地方競馬全国協会の登録を受けた軽種馬。
- (2) 満二歳以上。
- (3) 下記の事項に該当しない馬。
 - (ア) 繁殖の用に供された馬。
 - (イ) 伝貧検査（一斉の検査を含む）を受けていない馬。
 - (ウ) インフルエンザ接種証明書のない馬。
 - (エ) 理化学検査の結果薬物陽性と確定され、出走停止期間をしていない馬。
ただし、2回以上処分を受けた馬は出走できない。
なお、陽性確定の際、既に出走申込した馬についても確定の日から適用する。
 - (オ) 視力が正常でない馬。
ただし、入厩後外傷により異常を生じたもので、馬検査に合格した馬はこの限りでない。
 - (カ) 痼疾の程度が重い馬。
 - (キ) 当該開催の登録日の前日までに高知競馬所属きゅう舎に入りゅうしていない馬。
ただし、園田・姫路、福山競馬所属馬及び交流競走または招待競走に出走する他場所所属馬はこの限りではない。
 - (ク) 出走申込に必要なすべての書類等が提出されていない馬。
 - ・ 馬登録証
 - ・ 競走馬預託契約書（写）
 - ・ 出走申込書
 - ・ 出走申込料 100 円
 - (ケ) 過去1年のうち2回以上出走停止処分を受けた馬。
ただし、二歳または三歳馬で、一般馬に編入されるまでに受けた処分は除く。
 - (コ) 馬検査が指定されている馬で、馬検査に合格していない馬。
 - (サ) 当該開催（サイクル）第1日の前日までに出走制限及び出走停止期間を満了していない馬。
 - ・ 裁決委員が指定した馬は、指定された期間出走できない。
 - ・ 自らの事由で競走中止した馬は、当該競走の施行日から起算して20日間出走できない。
 - ・ 競走中鼻出血（外傷性を除く）を発症した馬は、当該競走の施行日から起算して20日間出走できない。また、6ヶ月以内の2回目は30日間、3回目は60日間出走できない。
 - (シ) ニューム製または鉄製の尋常蹄鉄以外の馬。
ただし、許可を受けた跣蹄馬は除く。
 - (ス) 規則第67条、第69条、第70条、第71条に該当する馬主の所有する馬。
 - (セ) 調教停止処分を受けている調教師の管理する馬。

2. 転入馬

高知競馬に転入できる馬の資格は次のとおりとする。

- (1) 2回以上出走停止処分を受けていない馬。
- (2) 発走調教不十分により、出走停止処分を受けた後、1年以上を経過し、出走停止処分後、

発走検査指定を受けず5回以上の出走履歴を有する馬。

ただし、休廃止の競馬場から転入する馬を除く。

- (3) 競走調教不十分、能力支障または健康支障等により出走停止処分を受けた後、1年以上を経過し、出走停止処分後5回以上の出走履歴を有する馬。

ただし、休廃止の競馬場から転入する馬を除く。

- (4) 理化学検査陽性により出走停止処分を受けた馬で、その後1回以上の出走履歴を有する馬。

ただし、休廃止の競馬場から転入する馬を除く。

3. 馬検査

「平成21年度高知競馬馬検査実施要項」に定める。

4. 番組賞金

- (1) 番組賞金は次のとおりとする。

(ア) 次表の期間に、取得した本賞金（以下「取得賞金」という。）の合計額とする。

開催第1日	番組賞金算出対象期間
4月1日 から 9月30日	前々年度の4月1日 から 編成日
10月1日 から 3月31日	前々年度の10月1日 から 編成日

(イ) 高知競馬在籍前の取得賞金は、次表により換算する。

競馬場等	換算率
中央競馬 ダートグレード競走 JRA認定競走（一着馬のみ）	30%
南関東（大井・船橋・川崎・浦和）	40%
岩手（盛岡・水沢） 兵庫（園田・姫路）	50%
名古屋、笠松、金沢、福山	60%
北海道（旭川・札幌・門別） 佐賀	70%
高知、荒尾	100%
平成20年1月3日以前の競走 平成20年1月4日高知競馬に在籍するアラブ系に適用	上記換算後の 1%

JRA条件交流競走は各競馬場の換算率を適用する。

換算後、千円未満は切り捨てる。

(ウ) 高知競馬在籍中（直近の転入以降）の取得賞金は、次表により換算する。

条件等	換算率等
黒船賞	30% 上限 3,000,000 円
平成21年10月1日以降、福山における一般競走	70%
上記以外の他場交流競走または招待競走	加算しない
平成20年1月3日以前の競走 平成20年1月4日以降、アラブ系に適用	1%
上記以外の競走	100%

換算後、千円未満は切り捨てる。

5. 二歳及び三歳馬の取り扱い

- (1) 二歳または三歳馬は、番組賞金が6.(4)に定めるD級の条件に達した場合、その額

の一般馬の順位（以下「一般格」という。）に編入格付する。

- (2) 二歳または三歳で一般格に編入格付した馬は、重賞競走に出走する場合を除き、3歳格の競走には出走できない。
- (3) 2歳格及び3歳格は、申込頭数等の状況により、他の格（3歳格及び一般格）に編成する場合がある。
- (4) 歳格の競走は黒潮ダービー高知優駿競走までとし、以後については番組賞金の一般格に編入格付する。

6. 番組の編成について

番組の編成は次のとおりとする。

- (1) 番組の編成は、1から6日間を1サイクルとして年間26サイクル実施する。
- (2) 競走は、重賞競走、特別競走、一般競走の3種類とする。
- (3) 最大出走頭数は、12頭とする。
ただし、1600mは11頭、1000mは10頭とする。
- (4) 競走馬の級区分は次表のとおりとする。

格	級	番組賞金等条件
一般	A	1,800,000 円超
	B	1,800,000 円以下
	C	1,200,000 円以下
	D	900,000 円以下
	E	600,000 円以下
3 歳		三歳馬（一般格編入馬を除く）
2 歳		二歳馬（一般格編入馬を除く）

昇（降）級は1サイクル終了毎とする。

- (5) 出走距離については、次表のとおりとする。

ただし、重賞競走及び特別競走については競馬番組で発表する。

格	距 離
一 般	1000m ~ 1800m
3 歳	1000m ~ 1800m
2 歳	800m ~ 1400m

- (6) 一般競走の編成は、次のとおりとする。

ア．一般格の編成

- (ア) 各級において番組賞金及び競走成績のより編成する。
- (イ) 前走の1着馬は、前走組よりも上位組に編成する。
ただし、最上位組の1着馬については、8.(1)(ア)の取り扱いとする。
- (ウ) 収得賞金起算日の変更により下位の級に格付けとなる馬で、競走能力が優れていると判断されるときは、上位に編成する場合がある。
- (エ) 平成20年1月4日以降、アラブ系は4.の規定により番組賞金を換算し、格付する。

イ．2歳・3歳格の編成

2歳・3歳格の編成については、一般格に準じて編成する。

なお、必要に応じ一般格との混合競走を編成し、負担重量は番組編成員が決定した重量とする。

- (7) 重賞競走及び特別競走に出走できる馬の資格及び選出基準は、「平成21年度高知競馬重賞競走等選出基準」に定める。
 - (ア) 園田・姫路、福山競馬所属馬が特別競走に出走する場合、4.の規定より番組賞金を換算したものを、該当級とする。
 - (イ) 重賞競走については、競走成績を選考基準とする。

- (8) 下位級馬が上位級の特別競走に挑戦し 1 着になった場合、次走はその級の特別競走にとどめる。
- (9) 編成時の編成頭数により混合競走を設ける場合がある。
 - (ア) 賞金諸手当等は上位級の一般競走として取り扱う。
 - (イ) 制限タイムは設定しない。
- (10) 編成後の出走頭数の調整
 - (ア) 一般競走において、編成後に休場馬があったため、競走頭数が番組編成上不均等な頭数になる場合は、直近の上位または下位から変更または組の分割等再編成により調整をする。
 - (イ) 重賞競走及び特別競走は、一般競走が番組編成上不均等な頭数にならない範囲で最大限の出走頭数を確保する。
 - (ウ) 出走日の変更を伴う場合は、原則として 2 日前までに調整を行う。
 - (エ) 競走距離の変更を伴う場合は、原則として当初出走予定から 200m の距離増加を上限として調整をおこなう。
- (11) 番組の発表は、原則として当該サイクル毎に、調教師に対し各自の管理馬の競走日程等を通知する。

7 . 出走投票

調教師は、競馬番組で定める日時に出走投票所において、番組編成委員または担当職員の立会いのもとに出走投票しなければならない。

- (1) 治療等のため使用した薬品、または薬剤の影響下にある馬の出走投票をしてはならない。
- (2) 騎手の 1 日における騎乗回数は原則として 8 回以内とし、連続騎乗は 8 回以内とする。
ただし、開催執務委員長が認めた場合にはこの限りでない。
- (3) 馬番の決定は、当該競走の出走投票馬を対象に抽選により行う。

8 . 負担重量

- (1) 負担重量は、次のとおりとする。

なお、年齢については当該サイクル第 1 日のものを適用する。

(ア) 馬齢重量

A 級以外の特別競走及び一般競走、2 歳格競走については、
三歳以下 54kg ・ 四歳以上 55kg
牝 1 kg 減
下位級 1 kg 減（希望馬を除く）

(イ) 定量重量

二十四万石賞、トレノ賞、建依別賞、珊瑚冠賞、黒潮マイルチャンピオンシップ、高知県知事賞、黒潮スプリンターカップ、三歳重賞競走、二歳重賞競走については、
三歳以下 55kg ・ 四歳以上 57kg

牝 2 kg 減

ただし、平成 21 年度農林水産大臣賞典第 32 回建依別賞および第 21 回珊瑚冠賞については、

三歳以下 53kg ・ 四歳以上 55kg

牝 2 kg 減

(ウ) 別定重量 1

A 級競走については、

三歳以下 54kg ・ 四歳以上 55kg

平成 21 年 4 月 1 日（平成 21 年 10 月 1 日からは平成 21 年 10 月 1 日）以降の

A 級 1 組（重賞、特別）競走の 1 勝毎に 1 kg 増、2 着以下毎 1 kg 減、

最高重量 58kg、最低重量基本重量

牝 1 kg 減

下位級 1 kg 減（希望馬及び番組編成委員が指定する馬を除く）

（エ）別定重量 2

3 歳格競走については、

三歳 55kg

牝 1 kg 減

（オ）別定重量 3

J R A 指定交流競走、交流競走、黒船賞選考競走については、

三歳以下 55kg・四歳以上 56kg

牝 2 kg 減

（カ）別定重量 4（グレード別定）

黒船賞については、

四歳以上 56kg

実施要領で定める日までに三歳以降の競走で、G 競走 1 着馬 3 kg 増・

G 競走 1 着馬 2 kg 増・G 競走 1 着馬 1 kg 増

牝 2 kg 減

（キ）別定重量 5

新人王争覇戦競走については、

全馬 54kg

牝 1 kg 減

- （２）騎手免許の通算取得期間が 3 年未満であって、勝利数が 100 勝以下の騎手が重賞競走、交流競走及び招待競走のいずれでもない競走に騎乗する場合は、次表のとおり勝利数の区分に応じて負担重量から減ずる。

ただし、本人の申出により減量しない場合がある。

なお、勝利度数は出走投票時のものとする。

勝利数	減量重量
100 勝以下	1 kg
30 勝以下	2 kg
20 勝以下	3 kg

- （３）女性騎手は、負担重量から 1 kg 減ずる

- （４）減量の印（記号）は次表のとおりとする。

印	減量重量
	1 kg
	2 kg
▲	3 kg
	4 kg

10．賞金及び諸手当

「平成 21 年度高知競馬賞金諸手当支給要項」に定める。

11．勝馬確定後の失格及び着順変更に係る取り扱い

- （１）競走成績の取り扱い

当該競走の成績は、変更後の着順（同着頭数の変更を含む。以下同じ）により取り扱うものとする。

なお、勝馬確定後に失格となった馬または着順が変更された馬が、当該競走が行われた日の翌日から着順が変更されるまでの間に競走した成績は変更しない。

- （２）収得賞金の取り扱い

収得賞金は、変更後の競走成績に基づいて改めて定めるものとする。

ただし、勝馬確定後に失格となった馬または着順を変更された馬が、当該変更がある前

に既に直近の開催の競走について、規則第 26 条の馬検査後、出走する資格がある馬として公表されている場合は、当該開催に関しては変更前の取得賞金により取り扱うものとする。

また、変更後の競走成績に基づく格付または番組賞金は、次回開催から適用する。

12. 交流競走等

他場の交流競走または招待競走に出走する場合は、下記のとおりとする。

- (1) 高知競馬所属馬が県外の交流競走または招待競走で取得した賞金は、番組賞金及び編成賞金に加算しない。
- (2) 交流競走または招待競走に出走する場合は、高知競馬の開催と重複しても出走申込みできる。
- (3) 交流競走または招待競走で他場へ入きゅうした場合、高知競馬での入きゅうとみなす。

13. その他一般事項

- (1) 競走に出走した馬のうち第 2 位までに到達した馬及び裁決委員が指定した馬は、必ず検体採取所において、薬物検査のため検体（尿または血液）の採取を受けなければならない。
薬物検査の対象馬のうち裁決委員が指定する馬は、到着順位が第 3 位以下の馬のうち競走終了後、その都度一頭指定する。
ただし、出走した頭数が 10 頭以下の競走については、裁決委員は対象馬を指定しないことができる。
- (2) 競走に出走する馬の装具は通常の競走用具以外の特殊な用具（折返し手綱等）の使用は認めない。
ただし、主催者が認めたものは除く。
- (3) 天災、地変、その他主催者の責任によらないで競走を中止し、または延期した場合は、主催者はその責任を負わない。
- (4) 馬主、調教師、騎手及びきゅう務員は、競馬法、高知県競馬組合地方競馬実施条例及びその他関係法規を「知らない」故をもって責任を免れることはできないものであって、競馬の公正かつ円滑な運営に関して主催者に対してその責を負うものである。

附則 この要領は、平成 21 年 9 月 28 日から適用する。

平成 2 1 年度 高知競馬重賞競走等一覧

重賞競走

競 走 名	品種年齢区分	出走可能頭数	距離 (予定)	負担重量
二十四万石賞	四歳以上	12 頭	1900m	定 量
トレノ賞	三歳以上	12 頭	1300m	定 量
農林水産大臣賞典 建依別賞	三歳以上	12 頭	1400m	定 量
珊瑚冠賞	三歳以上	12 頭	1900m	定 量
黒潮マイルチャンピオンシップ	三歳以上	11 頭	1600m	定 量
GRAND PRIX 高知県知事賞	三歳以上	12 頭	2400m	定 量
黒潮スプリンターズカップ	四歳以上	12 頭	1300m	定 量
農林水産大臣賞典 黒船賞 (Jpn)	四歳以上	12 頭	1400m	別定 4
黒潮皐月賞	三 歳	12 頭	1400m	定 量
黒潮ダービー 高知優駿	三 歳	12 頭	1900m	定 量
黒潮菊花賞	三 歳	12 頭	1900m	定 量
金の鞍賞	二 歳	12 頭	1400m	定 量

特別競走

競 走 名	品種年齢区分	出走可能頭数	距離 (予定)	負担重量
A 級特別競走	A 級以下	12 (11) 頭	1300m ~ 1900m	別定 1
B 級特別競走	B 級以下	12 (11) 頭	1300m ~ 1800m	馬 齢
C 級特別競走	C 級以下	12 (11) 頭	1300m ~ 1800m	馬 齢
D 級特別競走	D 級以下	12 (11) 頭	1300m ~ 1600m	馬 齢
E 級特別競走	E 級以下	12 (11) 頭	1300m ~ 1600m	馬 齢
近畿・中四国連携競走	三歳以上	11 頭	1600m	定 量
黒船賞選考競走	四歳以上	12 (11) 頭	1300m ~ 1600m	別定 3
全日本新人王争覇戦競走	指定する級	12 頭	1400m	別定 5
騎手招待交流競走	指定する級	10 頭	1300m ~ 1600m	馬 齢

平成 2 1 年度 高知競馬重賞競走等選出基準

重賞競走 一般

競 走 名	出 走 資 格	選 出 基 準
二十四万石賞	1. 出走申込時、高知、園田・姫路、 福山競馬在籍で 1 走以上	1. 前年度「高知県知事賞」3 着以内 2. 高知県競馬組合による選出
トレノ賞	1. 出走申込時、高知、園田・姫路、 福山競馬在籍で 1 走以上	1. 高知県競馬組合による選出
農林水産大臣賞典 建依別賞	1. 三歳以上 2. 出走申込時、高知、園田・姫路、 福山競馬在籍で 1 走以上	1. 本年度「トレノ賞」3 着以内 2. 高知県競馬組合による選出
珊瑚冠賞	1. 三歳以上 2. 出走申込時、高知、園田・姫路、 福山競馬在籍で 1 走以上	12 頭（園田・姫路、福山 8 頭以内） 1. 本年度「二十四万石賞」3 着以内 2. 高知県競馬組合による選出
黒潮マイルチャンピオン シップ	1. 三歳以上 2. 出走申込時、高知、園田・姫路、 福山競馬在籍で 1 走以上	11 頭（園田・姫路、福山 7 頭以内） 1. 高知県競馬組合による選出
GRAND PRIX 高知県知事賞	1. 三歳以上 2. 出走申込時、高知、園田・姫路、 福山競馬在籍で 1 走以上	12 頭（園田・姫路、福山 8 頭以内） 1. 本年度「珊瑚冠賞」3 着以内 2. 高知県競馬組合による選出
黒潮スプリンターカップ	1. 四歳以上 2. 出走申込時、高知、園田・姫路、 福山競馬在籍で 1 走以上	12 頭（園田・姫路、福山 8 頭以内） 1. 高知県競馬組合による選出
農林水産大臣賞典 黒船賞（Jpn ）	1. 四歳以上 2. 出走申込時、高知競馬在籍で 2 走以上 福山競馬所属馬 1. サラブレッド系四歳以上 2. 出走申込時、福山競馬在籍で 2 走以上 他地区・J R A 所属馬 1. サラブレッド系四歳以上	J R A 5 頭、地方 7 頭（高知 3 頭以内） 1. 本年度黒船賞選考競走優勝馬 黒潮スプリンターズ C1300m 他 2. 高知県競馬組合による選出 福山競馬所属馬 1. 本年度黒船賞選考競走優勝馬 他地区所属馬 1. 高知県競馬組合による選出 J R A 所属馬 1. J R A の指定順位

重賞競走 3 歳

競 走 名	出 走 資 格	選 出 基 準
黒潮皐月賞	1. 三歳 2. 出走申込時、高知、園田・姫路、 福山競馬在籍で 1 走以上	1. 高知県競馬組合による選出
黒潮ダービー 高知優駿	1. 三歳 2. 出走申込時、高知、園田・姫路、 福山競馬在籍で 1 走以上	1. 本年度「黒潮皐月賞」3 着以内 2. 高知県競馬組合による選出
近畿・中四国連携 黒潮菊花賞	1. 三歳 2. 出走申込時、高知、園田・姫路、 福山競馬在籍で 1 走以上	12 頭（園田・姫路 1 頭、福山 1 頭） 1. 本年度「高知優駿」3 着以内 2. 高知県競馬組合による選出

重賞競走 2歳

競 走 名	出 走 資 格	選 出 基 準
金の鞍賞	1. 2歳 2. 出走申込時、高知、園田・姫路、 福山競馬在籍で1走以上	12頭（園田・姫路、福山8頭以内） 1. 高知県競馬組合による選出

特別競走 一般

競 走 名	出 走 資 格	選 出 基 準
A級特別競走	1. A級以下	1. 高知県競馬組合による選出
B級特別競走	1. B級以下	1. 高知県競馬組合による選出
C級特別競走	1. C級以下	1. 高知県競馬組合による選出
D級特別競走	1. D級以下	1. 高知県競馬組合による選出
E級特別競走	1. E級以下	1. 高知県競馬組合による選出
近畿・中四国連携競走 龍河洞特別	1. サラブレッド系3歳以上 2. 出走申込時、高知、園田・姫路、 福山競馬在籍で1走以上	12頭（園田・姫路1頭、福山1頭） 1. 高知県競馬組合による選出
近畿・中四国連携競走 トルコ石特別	1. サラブレッド系3歳以上 2. 出走申込時、高知、園田・姫路、 福山競馬在籍で1走以上	12頭（園田・姫路1頭、福山1頭） 1. 高知県競馬組合による選出
黒船賞選考競走 ガーネット特別	1. サラブレッド系4歳以上 2. 出走申込時、高知、園田・姫路、 福山競馬在籍で1走以上	12頭（園田・姫路、福山8頭以内） 1. 高知県競馬組合による選出
黒船賞選考競走 だるま夕日特別	1. サラブレッド系4歳以上 2. 出走申込時、高知、園田・姫路、 福山競馬在籍で1走以上	11頭（園田・姫路、福山7頭以内） 1. 高知県競馬組合による選出
全日本新人王争覇戦 競走	1. 出走申込時、高知競馬在籍で2走以上 2. 指定する級	1. 高知県競馬組合による選出 （指定する級を対象）
騎手招待交流競走	1. 出走申込時、高知競馬在籍で1走以上 2. 指定する級	1. 高知県競馬組合による選出 （指定する級を対象）

平成21年度 高知競馬馬検査実施要項

1. 趣旨

高知県競馬組合管理者（以下「管理者」という。）は、競馬の公正を期するためこの要項により馬検査を実施する。

2. 検査員

検査員は、管理者が任命または委嘱した開催執務委員をもって充てるものとする。

3. 馬体検査

馬体検査とは、対象馬に対し個体の確認、体型、外貌歩様及び健康状態について行う検査をいう。

馬体検査は、次に該当する馬について馬体検査場で行う。

ただし、高知競馬開催執務委員長（以下「委員長」という。）が認めた場合は、この限りではない。

（ア）初出走馬

（イ）長期休養馬

最終出走日（合格した能力検査、高知競馬在籍中に出走した他場の交流競走及び招待競走を含む）から出走申込日までに5ヶ月を経過した馬。

ただし、出走申込時に、当該開催編成まで出走が予定されている馬は除く。

（ウ）出走停止処分を受けた馬

（エ）再検査指定馬（再検査指定日の翌日から5日以上経過した馬。）

（オ）その他、管理者または委員長が指定した馬

4. 馬体検査の可否

馬体検査において次に掲げる馬体の疾病または損傷等により健康状態に支障があると認められた馬は不合格とする。

（1）運動器疾患に基づくもの

（ア）骨折、脱臼

（イ）骨瘤、骨膜炎、関節炎、飛節内・外腫

（ウ）腱炎、靱帯炎（周辺組織の肥厚を含む）

（エ）肩跛行、寛跛行等

（2）疾病または創傷に基づくもの

（ア）蹄葉炎、裂蹄、踏創、蹄釘傷、蹄球炎

（イ）挫創、蹴傷、裂傷、冠膝、肘腫等

（ウ）視力が正常でないもの

ただし、高知競馬において競走中の事故により視力を失い1眼となった場合については、競走に支障のない限り出走を認めることがある。

（エ）その他、腰角欠損、奇形等競走に支障があると認められるもの。

5. 発走検査・能力検査

発走検査及び能力検査は、馬体検査に合格した次に該当する馬について行う。

また、検査は同時に1回限り行う。

（1）対象馬

（ア）初出走馬（未出走馬は、事前にゲート練習を受けること。）

ただし、出走申込日前3ヶ月以内に出走歴のある馬はゲート練習のみとする。

（イ）長期休養馬

最終出走日（合格した能力検査、高知競馬在籍中に出走した他場の交流競走及び

招待競走を含む) から出走申込日までに 5 ヶ月を経過した馬。

ただし、出走申込時に、当該開催編成までの出走が予定されている馬は除く。

(ウ) 出走停止処分を受けた馬

(エ) 再検査指定馬(再検査指定日の翌日から 5 日以上経過した馬で、事前にゲート練習を受けること。)

(オ) その他、管理者または委員長が指定した馬

(2) 発走検査

発走検査とは、発馬機枠入れの馴致状況及び発走の調教状況について行う検査をいう。

(ア) 発走検査に当たっては、補助具の使用は認めない。

発走に際し馬が突発的に癖を現し、特別な処置を行わなければならない場合は、規定にかかわらず発走検査員の認定により必要な措置をとることができる。

(イ) 駐立については、全馬枠入れ完了後枠内外からの口取り、尾上げ等補助なしで概ね 1 分実施する。

ただし、高知競馬で駐立不良(そう狂、起立、突進等)のため、再検査の処置、出走停止の処分を受けた馬は、少なくとも先入れとする。

(ウ) 次のような馬については不合格とする。

- ・ 枠入れに際し、概ね 30 秒以上経過しても入らない馬
- ・ 駐立不良(そう狂、起立、突進等)の馬
- ・ 出遅れ 2 馬身以上の馬
- ・ その他、発走検査員が不適当と認めた馬(補助手段である行為をした場合を含む)

(3) 能力検査

能力検査は、検査員の指示に従い当該発走地点より発走し、次表の距離を制限タイム以内で決勝線に入線した馬の中からその健康状態(上り跛行、鼻出血等)及び競走の調教状態(外方逸走、ささり等)等を勘案のうえ合否を決定する。

区 分	距 離	制限タイム
三歳以上 二歳(10 月以降または一般格編入)	1300m	1 分 34 秒 0
二歳(9 月まで)	800m	57 秒 0

6. 検査の合否決定

検査の合否の決定は、管理者または委員長が行い通知するものとする。

7. その他

- (1) 馬検査への馬の引きつけについては、調教師または認定(仮認定)きゅう務員以外は認めない。
- (2) 馬体検査において、プロテクター、鞍等の装着及び乗馬では受験は認めない。
- (3) 発走検査、能力検査の際に装鞍所への引き付け時刻については、該当競走の発走時刻の 20 分前までとする。
- (4) 発走検査、能力検査に出走する馬の装具は通常の競走用具以外の特殊な競走用具(折返し手綱等)の使用は認めない。
- (5) 発走検査、能力検査の際の騎乗は管理者が認めた騎手でなければならない。
- (6) 能力検査は、定められた番号ゼッケン及び帽子を着用しなければならない。
- (7) 調教師は、管理馬の検査の際には、必ず立ち会わなければならない。

附則 この要項は、平成 21 年 3 月 28 日から適用する。

平成 21 年度高知競馬賞金諸手当支給要項

高知県競馬組合が主催する競馬の賞金諸手当の支給については、この要項に定める。

1. 馬主に対するもの

(1) 賞金

競走別の賞金は、各回競馬開催毎に競馬番組に登載して発表する額（同着のときは按分した額）を支給する。

一般競走

単位：千円

級/競走名称	一 着	二 着	三 着	四 着	五 着
A 級	150	38	18	12	8
B 級	110	28	14	9	6
C 級	100	25	12	8	5
D 級、E 級	90	23	11	8	5
3 歳、2 歳	90	23	11	8	5

特別競走

単位：千円

級/競走名称	一 着	二 着	三 着	四 着	五 着
A 級特別	180	45	22	15	9
B 級特別	140	35	17	12	7
C 級特別	130	33	16	11	7
D、E 級特別	120	30	15	10	6

重賞競走

単位：千円

競走名称	一着	二着	三着	四着	五着	六着以降
二十四万石賞	500	125	60	40	25	12.5
トレノ賞	500	125	60	40	25	12.5
建依別賞	500	125	60	40	25	12.5
珊瑚冠賞	500	125	60	40	25	12.5
黒潮マイル CS	500	125	60	40	25	12.5
高知県知事賞	1,350	338	162	108	68	33.8
黒潮スプリングス C	500	125	60	40	25	12.5
黒潮皇月賞	270	68	33	22	14	6.8
高知優駿	270	68	33	22	14	6.8
黒潮菊花賞	270	68	33	22	14	6.8
金の鞍賞	270	68	33	22	14	6.8

(2) 出走手当

所有馬が出走したとき、一頭につき 27,000 円支給する。

ただし、自らの事由による競走除外馬のときは支給しない。

(3) 抽休手当

所有馬が、抽せん指定休または指定休となったとき、一頭につき 10,000 円と出走手当相当額を支給する。

(4) レコード賞

所有馬が従前の競走タイムを記録更新したとき、5,000 円を支給する。

(ア) 当該競走で 2 頭以上のあったときは、最高タイムの馬に支給する。

- (イ) 同タイムのときは、一着の馬に支給する。
- (ウ) 同着のときは、それぞれの馬に支給する。
- (エ) 新競走距離において記録を設定したときは、支給しない。
- (5) その他
 - (ア) 所有馬が他馬の影響または騎手に起因する競走除外となったとき、一頭につき出走手当相当額と当該競走の5着賞金相当額を支給する。
 - (イ) 競走不成立となったとき、所有馬一頭につき出走手当相当額と当該競走の5着賞金相当額を支給する。
 - (ウ) 番組取消となったとき、当該競走に出走投票した所有馬一頭につき抽休手当相当額と出走手当相当額を支給する。
 - (エ) 園田・姫路、福山競馬所属馬が出走するとき、当該競走の実施要領及び実施細目で定めない限り、上記以外の手当等は支給しない。
 - (オ) 交流競走などでこの要綱にないものは、当該競走の実施要領および実施細目により定める額を支給する。

2. 調教師に対するもの

- (1) 調教師賞

管理馬が一着、二着のとき、1,000 円、300 円（同着にときは按分した額）を支給する。
ただし、賞典停止期間中は支給しない。
- (2) 調教管理手当

管理馬が出走したときは、一頭につき 3,600 円を支給する。
ただし、賞典停止期間中または自らの事由による競走除外馬のときは支給しない。
- (3) レコード賞

管理馬が従前の競走タイムを記録更新したとき、3,000 円を支給する。

 - (ア) 当該競走で2頭以上のあったときは、最高タイムの馬に支給する。
 - (イ) 同タイムのときは、一着の馬に支給する。
 - (ウ) 同着のときは、それぞれの馬に支給する。
 - (エ) 新競走距離において記録を設定したときは、支給しない。
 - (オ) 賞典停止期間中は支給しない。
- (4) その他
 - (ア) 管理馬が他馬の影響または騎手に起因する競走除外となったとき、一頭につき調教管理手当相当額を支給する。
ただし、賞典停止期間中は支給しない。
 - (イ) 競走不成立となったとき、管理馬一頭につき調教管理手当相当額を支給する。
ただし、賞典停止期間中は支給しない。
 - (ウ) 番組取消となったとき、当該競走に出走投票した管理馬一頭につき調教管理手当相当額を支給する。
ただし、賞典停止期間中は支給しない。
 - (エ) 園田・姫路、福山競馬所属馬が出走するとき、当該競走の実施要領及び実施細目で定めない限り、上記以外の手当等は支給しない。
 - (オ) 交流競走などでこの要綱にないものは、当該競走の実施要領および実施細目により定める額を支給する。

3. 騎手に対するもの

- (1) 騎手賞

騎乗した馬が一着、二着のとき、1,000 円、300 円（同着にときは按分した額）を支給する。
ただし、騎乗停止以上の処分（審議中での騎乗は除く）となったときは支給しない。

(2) 騎乗手当

一騎乗につき 4,000 円を支給する。

ただし、騎乗停止以上の処分（審議中での騎乗を除く）または本馬場入場前に競走除外となったときは支給しない。

(3) レコード賞

従前の競走タイムを記録更新したとき、3,000 円を支給する。

(ア) 競走で 2 頭以上のあったときは、最高タイムの馬に支給する。

(イ) 同タイムのときは、一着の馬に支給する。

(ウ) 同着のときは、それぞれの馬に支給する。

(エ) 新競走距離において記録を設定したときは、支給しない。

(オ) 騎乗停止以上の処分（審議中での騎乗を除く）となったときは支給しない。

(4) その他

(ア) 園田・姫路、福山競馬所属馬が出走するとき、当該競走の実施要領及び実施細目で定めない限り、上記以外の手当等は支給しない。

(イ) 交流競走などでこの要綱にないものは、当該競走の実施要領および実施細目により定める額を支給する。

4 . きゅう務員に対するもの

(1) きゅう務員賞

調教師の届出による担当馬が一着、二着のとき、1,000 円、300 円（同着にときは按分した額）を支給する。

ただし、賞典停止期間中は支給しない。

(2) 引き馬手当

引き馬一頭につき 2,800 円を支給する。

ただし、賞典停止期間中または下見所入場前に競走除外となったときは支給しない。

(3) レコード賞

調教師の届出による担当馬が、従前の競走タイムを記録更新したとき、3,000 円を支給する。

(ア) 競走で 2 頭以上のあったときは、最高タイムの馬に支給する。

(イ) 同タイムのときは、一着の馬に支給する。

(ウ) 同着のときは、それぞれの馬に支給する。

(エ) 新競走距離において記録を設定したときは、支給しない。

(オ) 賞典停止期間中は支給しない。

(4) その他

(ア) 園田・姫路、福山競馬所属馬が出走するとき、当該競走の実施要領及び実施細目で定めない限り、上記以外の手当等は支給しない。

(イ) 交流競走などでこの要綱にないものは、当該競走の実施要領および実施細目により定める額を支給する。

5 . 支給額

(1) 開催回毎の賞典奨励費については、開催回毎の売得金目標額（他場場外発売を含む）に対する達成状況により判定する。万一、売得金目標額に達しなかった場合には、次に定める式により計算された調整率を予定賞典奨励費にそれぞれ乗じた額を開催回毎の賞典奨励費とし支給する。ただし、開催回毎において売得金目標額を達した場合には予定賞典奨励費を支給する。

なお、売得金目標額を越える増額分については、次開催以降の不足額に順次充当する。

開催毎の目標剰余金額 - 開催毎の実績剰余金額 = 調整額〔A〕

(開催毎の予定賞典奨励費総額 - 〔A〕) ÷ 開催毎の予定賞典奨励費総額
= 減額調整率〔B〕

開催毎の予定賞金諸手当額 × 〔B〕 = 確定賞金諸手当額

注1 調整額〔A〕は千円未満の端数は切り上げとする。

注2 減額調整率〔B〕は小数点第3位を切り捨てて、少数点第2位までとする。

6. 支給方法

「賞金等口座振替申請書」により届出された各個人の銀行口座へ振り込む。

7. 支給期間

各節終了後の翌々日以降の金融機関営業日に、各々届出口座に振り込む。
ただし、日程の都合により変更する場合がある。

8. 勝馬確定後の失格及び着順変更に係る取り扱い

(1) 賞金、奨励金及び諸手当(以下「賞金等」という。)

(ア) 当該競走の賞金等は、高知競馬番組編成要領 11.(1) の変更後の競走成績に基づいて交付する。

(イ) 勝馬確定後に失格となった馬に係る賞金等を既に受領している者は、管理者が指定する期日までに、当該賞金等を返還しなければならない。

(ウ) 着順が変更された馬に係る賞金は、既に交付した賞金の額と高知競馬番組編成要領 11.(1) の変更後の競走成績に基づく賞金の額との差額を交付する。

(2) 賞状及び賞品

(ア) 当該競走の賞状及び賞品は、高知競馬番組編成要領 11.(1) の変更後の競走成績に基づいて交付する。

(イ) 勝馬確定後に失格となった馬に係る賞状及び賞品を既に受領している者は、管理者が指定する期日までに当該賞状及び賞品を返還しなければならない。

(ウ) 着順が変更された馬に係る賞状及び賞品につき、既に交付したものと高知競馬番組編成要領 11.(1) の変更後の競走成績に基づいて交付するものとが異なる場合には、既に交付した賞状及び賞品を返還させるものとし、その後改めて変更後の競走成績に基づく賞状及び賞品を交付する。

附則 この要項は、平成 21 年 6 月 29 日から適用する。

ただし、高知競馬開催は、赤字を出すことが出来ないため必要に応じ、変更する場合がある。